

## 親孝行サポート（定期訪問・電話）ご利用規約

### 第1条 総則

- 1 九州電力株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「親孝行サポート（定期訪問・電話）」（以下「本サービス」といいます。）の契約者は、本規約に同意の上、当社の定めた方法により契約を申し込むものとします。
- 2 契約者は、当社又は九電みらいエナジー株式会社と電気供給契約を締結した個人のお客さまとします。
- 3 契約者は、本サービスの申込にあたり、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県内に存する住居所在地（当社から電気供給を受けている住居に限ります。）に居住する、契約者の二親等以内のご家族を第3条第1項第1号及び第2号に定めるサービスの利用者として指定することが出来ます。ただし、離島等一部地域においては指定いただけない場合があります。
- 4 当社は、本サービスを提供する上で必要な事項につき、別途利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」といいます。）を定めることがあり、諸規定は本規約の一部を構成するものといたします（以下、本規約と諸規定を合わせて「本規約等」といいます。）。

### 第2条 規約の変更

当社は、契約期間中であっても、本規約等を変更することがあります。この場合には、契約条件は変更後の規約等によります。

なお、当社は、規約等の変更内容について当社ホームページにて掲載し、お知らせいたします。

### 第3条 サービス内容

- 1 当社は、本サービスとして、次の各号のサービスを提供します。  
なお、月々の訪問及び電話の回数、時間は料金表に基づき、契約時に定めます。
  - (1) 定期訪問サービス  
当社が業務委託する委託会社の対応員（以下「対応員」といいます。）が利用者住居に訪問し、当社所定の事項（体調、食事・睡眠状況、外出状況、お困りごと、近況）の聞き取りを行い、その聞き取り結果を記録し、当社所定の方法により報告します。
  - (2) 定期電話サービス  
対応員が利用者住居又は携帯電話に電話し、当社所定の事項の聞き取りを行い、その聞き取り結果を記録し当社所定の方法により報告します。
- 2 前項のサービスの提供日及び時刻は、契約者から予め提示された希望曜日及び時間帯を参考に、利用者に対応員で事前に協議し、決定します。ただし、サービスの提供開始時刻は9時から15時までとし、メールによる報告の場合、当日中に報告いたします。また、土日祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日においてはサービスの提供を行いません。
- 3 契約者は、対応員が天候、交通状況、又はその他やむをえない事情により、事前に定めた時刻に間に合わないことを了承するものとします。

- 4 契約者はサービスを提供する対応員を指定できません。また、契約者等の希望に関わらず、同一の者が対応するとは限りません。
- 5 当社は、次の各号に該当する場合にはサービスを提供したものとし、再度のサービス提供は行いません。またその場合も料金をお支払いいただきます。
  - (1) 本条第1項第1号のサービス実施に当たり、予定した日時に訪問しても利用者が不在であった場合  
(インターホンを鳴らし又は玄関ドアをノックし、更に玄関からの声掛けを実施しても利用者の反応が無い状態を“不在”とみなします。また、不在時には住居の外観、照明の点灯等の確認のみを行います。)
  - (2) 本条第1項第2号のサービス実施に当たり、予定した日時に電話をしても利用者の応答がなく、かつ、その後時間を変えて2回電話をしても応答がない場合  
(30秒以上コールしても電話を取られない、留守番電話が応答する、又は、携帯電話の電源が入っていないもしくは電波の届かない状態を“応答がない”とみなします。)
  - (3) 本条第1項のサービス実施に当たり、指定された報告先に当社所定の方法で報告しても報告先が受け取ることができない場合
- 6 当社は、本サービスについて、医療・看護・介護・警備等の専門資格を有さない一般人としての見地からサービスを提供するものであり、本サービスは、利用者への医療行為の提供、体調維持もしくは健康状態の管理等の実施、又は利用者の事故もしくは利用者への危害の防止等を保証するものではありません。
- 7 当社は、本条に記載するサービス以外の作業や管理を行う義務及び責任を負いません。

#### 第4条 契約申込及び承諾

- 1 契約の申込は、契約者が利用者の同意を得た上で、申込書に必要事項を記入・押印し、当社又は九電みらいエナジー株式会社宛てに提出することにより行うか、当社会員サイト「キレイライフプラス」にて行います。
- 2 当社は、申込内容を確認の上、当社所定の方法により契約の承諾をし、第3条第2項で決定した提供日及び時刻に基づき、サービスの提供を開始いたします。ただし、当社の都合等により、相当期間利用をお待ちいただく場合があります。
- 3 当社は、前項に示す契約の承諾について、届出のあった氏名及び住所又はメールアドレスに対して、送付書類を発送、又は発信すれば足りるものとし、万が一、これらの送付書類又は通知が到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に送付先又は通知先に到達したものとみなします。
- 4 契約者は、利用者の個人情報を当社に届け出るにあたっては、事前に本サービスの内容を利用者に説明し、当社及び委託会社が、本サービスの提供及び利用に必要な範囲内で当該個人情報を利用することについて、利用者の同意を得るものとします。また契約者は、当社又は委託会社と利用者との間で、契約者が当社に届け出た個人情報に関してトラブルが生じた場合は、自らの責任においてこれを解決するとともに、利用者とのトラブルに関して当社及び委託会社が損害を被ったときには、これを賠償しなければならないものとします。

- 5 当社が、次の各号に該当する事由があると判断した場合は、契約の申込をお断りし、本サービスの提供を行いません。
  - (1) 利用者が認知症の診断や要介護認定等を受けたとき、又は、通常の日常生活を行うにあたり支障があると当社が判断したとき
  - (2) 契約者等が暴力団等反社会的勢力に該当するとき
  - (3) 当社のサービス提供能力を超えるとき
  - (4) その他、当社が円滑なサービス提供を出来ない恐れがあると判断したとき

#### 第5条 利用料金及び利用料金の支払

- 1 本サービスの利用料金は1か月単位とし、料金表に定められた金額とします。また、利用料金の算定期間は毎月1日から月末日までとします。
- 2 九電みらいエナジー株式会社との電気供給契約をもつ本サービス契約者は、九電みらいエナジー株式会社が別途定める方法により利用料金をお支払いいただきます。
- 3 当社との電気供給契約をもつ本サービス契約者は、当該利用料金を翌月12日に、契約者が予め指定したクレジットカード（当社が提示したクレジットカード会社に限ります。）により当社へお支払いいただきます。
- 4 前項に示す方法で、当社が利用料金を収納出来なかった場合、契約者は、当社が別途提示する支払方法により、未払利用料金を支払うものとします。  
なお、その支払に必要な費用（振込手数料等）は契約者の負担といたします。

#### 第6条 サービス提供期間

- 1 本サービスの提供期間は、サービスの提供を開始する月から1年間とします。  
なお、期間満了の1か月前までに契約者から第9条第1項による申し出がない限り、更に同一の条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とします。
- 2 当社が自らの事情により一時的に本サービスの提供が出来なくなる場合又はその恐れがある場合、契約者に事前に通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

#### 第7条 届出事項の変更

- 1 契約者は、第4条第1項により提出した申込内容に変更が生じた時は、当社の定める届出書を速やかに当社又は九電みらいエナジー株式会社宛てに届け出るものとします。
- 2 前項に定める届出の遅延等に起因して、サービスを提供できなかった場合であっても、第3条第5項によりサービスを提供したものとし、その月の料金を全額お支払いいただきます。

#### 第8条 提供日時の変更又は提供の中止

- 1 契約者等は、利用者の都合等により、第3条第2項で定めた提供日時においてサービスの利用が出来なくなる場合、電話等の方法により、当社へ提供日時の変更の申し出を行うことが出来ます。契約者等は、変更の申し出を従来の提供日又は変更後の提供希望日（従来の提供日と同月の日に限ります。）のうち、早い方の日付の3営業日前までに行うものとします。ただし、申し出を受け調整した結果、希望する日時で提供できないこ

とがあります。その場合は、提供できなかったサービス分の料金はいただきません。

- 2 契約者等は、電話等の方法によりサービス提供の中止を申し出ることが出来ますが、中止を申し出された月の料金については全額お支払いいただきます。

## 第9条 解約又は休止

- 1 契約者は、本サービスを解約又は休止（以下「解約等」といいます。）しようとする場合、解約等しようとする月（以下「解約月等」といいます。）の前月10日までに当社又は九電みらいエナジー株式会社宛てに申し出るものとし、当社は解約月等以降、サービスを提供いたしません。
- 2 解約等は、日割りで行わず月単位で行います。また、利用料金についても解約月等の前月分までお支払いいただきます。
- 3 休止期間中の料金は発生しないものとします。また、契約者は、サービス提供の再開を希望する場合には、当社宛てに事前に申し出る必要があります。この場合、当社では、当該申し出の時期等を考慮して、再開する月を決定いたします。
- 4 契約者等が本サービスを利用することが不可能な状態になったにもかかわらず、本条第1項に定める申し出の遅延等に起因して、サービスを提供できなかった場合であっても、第3条第5項によりサービスを提供したものとし、その月の料金を全額お支払いいただきます。

## 第10条 強制解約

当社は、次の各号に該当した場合は、契約者等の意向にかかわらず、本サービスを解約することが出来ます。この場合において、当社が解約手続きを行う月の翌月を解約月とし、料金は解約月の前月分まで徴収し、日割りは行いません。また、次の第1号又は第2号に該当する場合は、契約者等への事前連絡は行いません。

- (1) 申込内容に虚偽があったこと、又は本規約等に違反したことが判明したとき
- (2) 契約者等が、暴力団等反社会的勢力であると判明したとき、暴力・脅迫等手段を問わず対応員に何らかの危害もしくはその恐れを生じさせたとき、又は当社に不当な要求をしたとき
- (3) 利用料金の支払が2か月分滞ったとき
- (4) 契約者が当社又は九電みらいエナジー株式会社との電気供給契約を解約し、第1条第2項に該当しなくなったとき
- (5) 利用者住居が当社からの電気供給を受けなくなったとき
- (6) サービスの休止期間が1年以上経過し、契約者からサービス再開の連絡がないとき
- (7) 利用者の健康・身体状況の変化などにより、利用者が認知症の診断や要介護認定等を受けたとき、又は、通常の日常生活を行うにあたり支障があると当社が判断したとき
- (8) その他、当社が円滑なサービスを提供できない恐れがあると判断したとき

## 第11条 サービス提供の終了

当社の事情により本サービスの提供ができなくなった場合、当社は、契約者に事前に通知した上で、契約者の承諾を得ることなく本サービスの提供を終了できるものとし、その月にお

いて提供を実施していないサービス分の料金はいただきません。

## 第12条 免責

当社は次の各号に該当した場合は、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、その他不可抗力事由に起因して本サービスの提供が中断された場合
- (2) 第4条第5項に基づきサービスの提供を行わなかった場合
- (3) 第6条第2項に基づきサービスの提供を停止した場合
- (4) 第7条第1項に定める届出の遅延等に起因して本サービスの提供が中断等された場合
- (5) 第10条又は第11条に基づき本サービスの提供を終了した場合

## 第13条 個人情報の取扱い

当社は、契約者等に係る個人情報について、別途当社ホームページにて掲載する「個人情報保護基本方針」に従い、本サービスの充実や円滑な運営のため必要な範囲内で利用します。

## 第14条 準拠法等

本規約の解釈に関しては、日本法が適用されるものといたします。

## 第15条 合意管轄

本規約等に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令及び商習慣に従うほか、協議により誠意をもって解決するものとします。

契約者と当社の間で本サービス又は本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合には、福岡地方裁判所及び福岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

以 上

制定日：2016年7月15日

最新改定日：2019年4月24日

(別 紙)

親孝行サポート（定期訪問・電話）料金表

下記に示す料金につきましてははすべて税抜価格とし、別途消費税等相当額を負担いただきます。

【定期訪問】 (円／回・月)

対応時間	30分
------	-----

提供エリア

政令指定都市 周辺地域 ※1	2,200円
その他地域	3,000円

【定期電話】 (円／回・月)

対応時間	10分
------	-----

連絡先

固定電話	900円
携帯電話	1,100円

※ 1 利用者住居が、下記の当社営業所管轄に該当する場合を指します。

福岡	福岡営業所、福岡東営業所、福岡西営業所、福岡南営業所 小倉営業所、八幡営業所
熊本	熊本東営業所、熊本西営業所

以上